

釜石都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定（釜石市決定）

釜石都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設(鵜住居地区)を次のように 決定 する。

名 称		一団地の津波防災拠点市街地形成施設(鵜住居地区)		
位 置		岩手県釜石市鵜住居町第 13 地割、鵜住居町第 14 地割、鵜住居町第 15 地割、鵜住居町第 16 地割の各一部		
面 積		約 18.4h a		
公益的施設、 特定業務施設及び 公共施設の位置及び規模	公益的施設	約 15.2ha	備 考	小・中学校、防災施設、市役所出張所、駐車場等を配置する。
	特定業務施設	約 3.2ha		商業施設等を配置する。
	公共施設	その他 公共施設		下水道 ①雨水：鵜住居川へ直接放流する。 ②汚水：浄化槽により対応する。 上水道 釜石市営水道により供給する。
小計		約 18.4ha		
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度		30m 以下		
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度		—		
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		—		

「区域、公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示のとおり」

理由

鵜住居地区は、東日本大震災の大津波により、甚大な被害を受け、地盤沈下による冠水被害等も発生しており、早期復興が必要である。また、釜石市北部の拠点であり、釜石市の再生のためには、本地区の再生を行うことが必要である。

このことから、今次津波が発生しても浸水しない高台の確保と宅地の嵩上げを行うこと等により、新たに整備する道路網も活用しながら当該区域内の都市機能を連携させ、津波が発生した場合においても維持するための拠点となる市街地を形成し、鵜住居地区の復興を先導するため、本案のように決定する。

理 由 書

東日本大震災による大津波により、鵜住居駅周辺の大半の住宅、教育施設、公益施設、業務施設等が倒壊したため、早期の復旧が必要である。

本事業では、今次津波が発生しても浸水しない高台の確保と宅地の嵩上げを行うこと等により、新たに整備する道路網も活用しながら、今後津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる、防災機能、居住機能を有した市街地を形成するため、災害公営住宅、小・中学校、防災施設、消防施設他の施設を整備するものである。

このため、一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鵜住居地区）を本案のように定める。